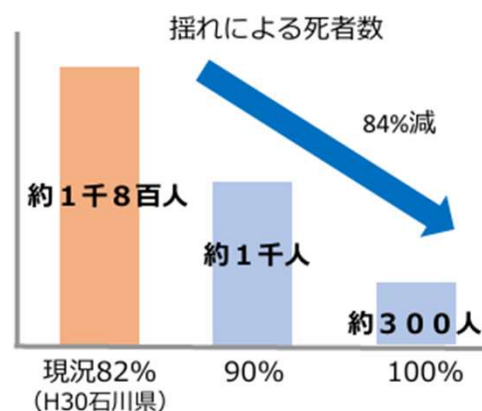
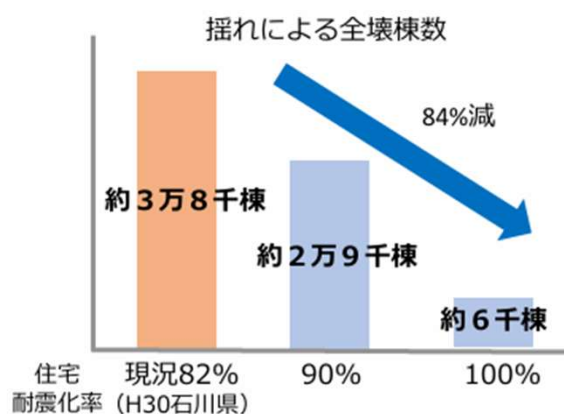


あなたの建物の **耐震化**を支援します！

一金沢市被災木造住宅耐震改修工事費等補助制度のあらましー
(被災木造編)



住宅の耐震化により建物被害と人的被害が大幅に減少します。



出典：石川県地震被害想定調査概要版（抜粋）

【お問い合わせ先】

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 第一本庁舎3階
金沢市 都市整備局 建築指導課 建物安全推進室
TEL：076-220-2059 FAX：076-220-2134

補助対象の確認

チェック① 建物の要件

令和6年能登半島地震により被災し、耐震性が低下（基礎、外壁の損傷等）した木造住宅のうち、次のすべてに該当し、建築基準法に適合（※1）しているもの

《用途》 一戸建て住宅（※2）

《階数》 3階建て以下のもの

《その他》 リ災証明書（※3）が発行されており、公費解体を利用しないもの

チェック② 申請者の要件

補助対象となる建築物の所有者等で、市税を完納している者（※4）

チェック③ 診断者・設計者の資格

建築士法に定める建築士であって、所定の講習会を修了している者（耐震事業者リスト（※5）を参考にしてください。）

チェック④ 工事施工者の資格

・特に定めはありません。

（請負額、工事の内容によって、建設業の許可が必要になります。）

・「誰に頼んでよいか分からない。」という場合には、耐震事業者リスト（※5）を参考にしてください。

・設計した建築士に工事監理を依頼すると、より客観的に工事の内容や品質等を確認してもらうことができます。

※1 是正により適合するものを含む。

※2 プレハブ工法、丸太組工法、その他特殊な工法（建築基準法旧38条認定等）で建築されたものは除く。また、併用住宅の場合、住宅部分の床面積が過半を超えること。

※3 令和6年能登半島地震によるものに限る。また、申請に際し、耐震性の低下を確認できる写真（壁・基礎等）が必要です。

※4 所有者が複数の場合等は、建築指導課へお問い合わせください。所有者の親族による申請も可能です。

※5 耐震化に取り組む建築士事務所や工務店等のリストが石川県ホームページで確認できます。

※6 容易な耐震診断は、所有者の方でも診断可能です。採用の可否については、建築指導課にご相談ください。

※7 診断の結果、上部構造評点が1.0以上の場合は、診断補助のみです。また、耐震改修工事又は建替え工事を前提にするものに限りです。

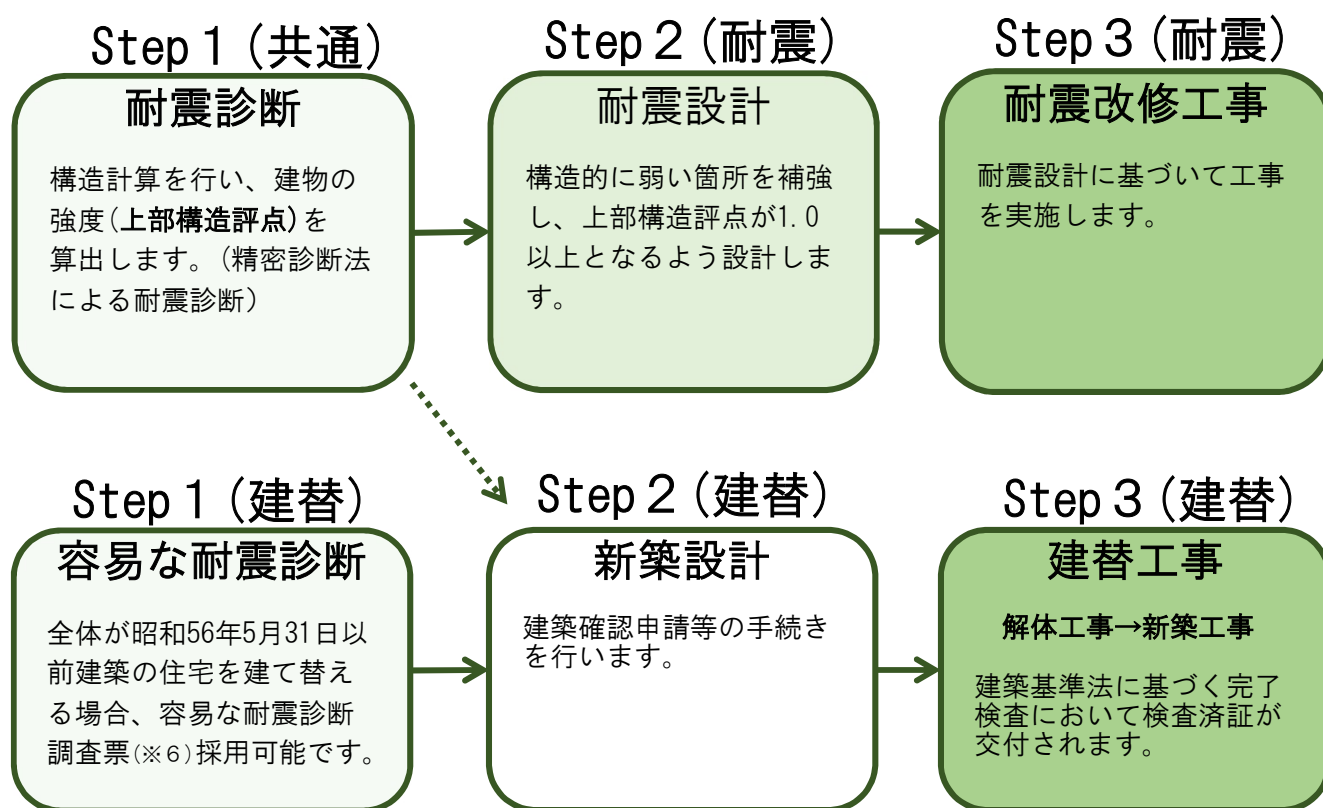
※8 住宅金融支援機構「リ・バース60」の利子補給を利用する場合は、当該金額から最大57.5万円を減じた額

※9 建替え工事の場合、現在の住宅の床面積に基準となる㎡単価を乗じたものと280万円のいずれか低い金額となります。



（参考）耐震事業者リスト

耐震改修工事完了までの流れ

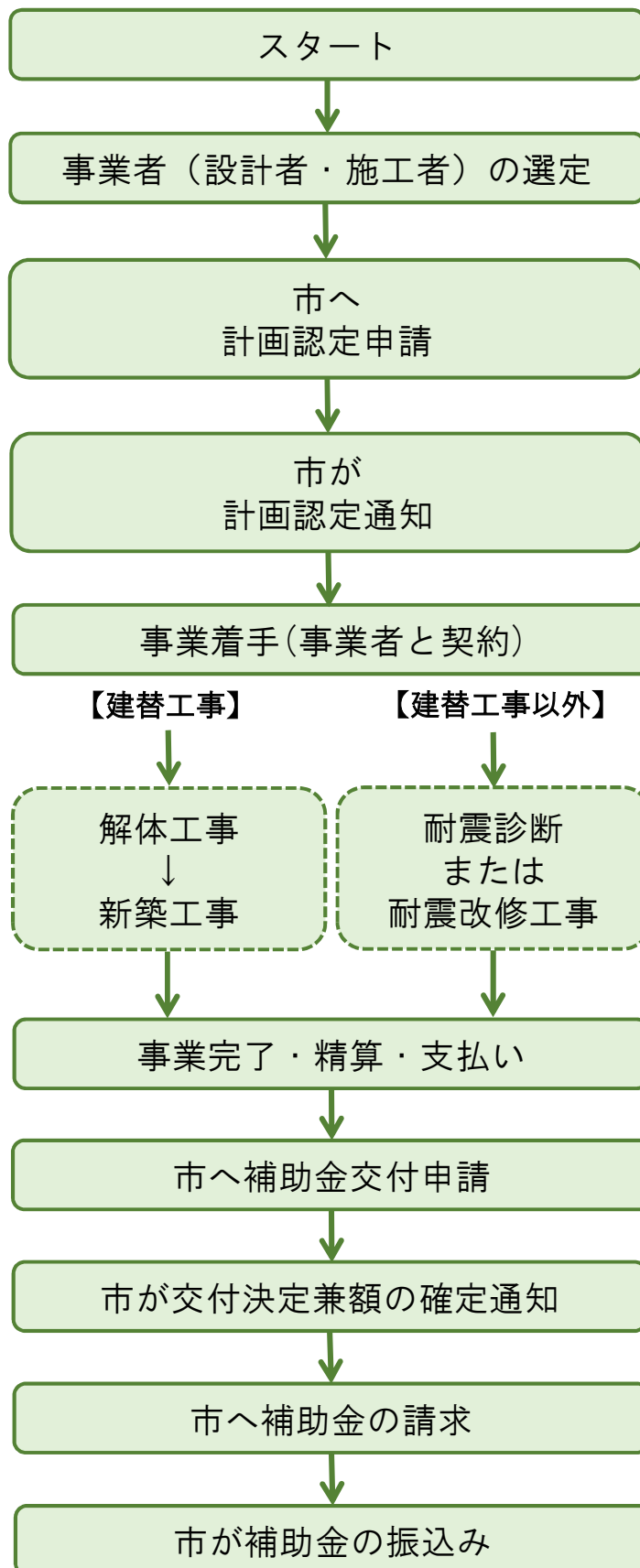


補助内容（補助率及び限度額）

対 象	耐 震 診 断(※7)		耐 震 改 修 (※8)・建 替 工 事 (※9)		
	補助率	限度額	条 件	補助率	限度額
被災木造住宅 (一戸建て住宅)	3/4	15万円	(1)申請時に耐震設計図書を提出 (2)過去に市の耐震設計補助を受けていないこと	10/10	280万円



耐震改修等の補助手続きの流れ



① 耐震診断

建物がどれだけ耐震強度があるのか確認します。

②-1 耐震改修工事

耐震設計に基づいて工事を実施します。リフォーム工事と同時に実施することにより、経費などの費用を抑えることができます。

②-2 建替工事

既存住宅を解体し、同一敷地内に住宅を新築します。

代理受領制度

申請者は事業費から補助金額を差し引いた額を事業者に支払い、補助金は市が直接、事業者へ振込むこともできます。

木造建物の耐震性は「上部構造評点」という基準で評価します。

上部構造評点	判定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上1.5未満	倒壊する可能性が低い
0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い